

農家のみなさんへ

～ 令和7年産の営農計画作成にあたって ～

【資料編】

1.	令和6年度需給調整・転作作物の状況について	P.	1
2.	令和6年度交付金交付状況について	P.	3
3.	経営所得安定対策等の概要について	P.	4
4.	記載例（畑地営農計画書）	P.	6
5.	記載例（諸様式）	P.	7
6.	「生産の目安」補正計算表	P.	26
7.	農地異動・農作業受委託について	P.	27
8.	農作業全般に係るお知らせ	P.	28
9.	農業生産工程管理（GAP）について	P.	29
10.	SEADSについて	P.	30
11.	生産性向上土地基盤整備事業について	P.	31
12.	農業委員会からのお知らせ	P.	32
13.	収入保険について	P.	34
14.	つるおか・アグリメール配信のご案内	P.	36

＜鶴岡市＞

農林水産部農政課	Tel	35-1296	Fax	25-8763
藤島庁舎産業建設課	Tel	64-5809	Fax	64-5847
羽黒庁舎産業建設課	Tel	62-2527	Fax	26-9109
櫛引庁舎産業建設課	Tel	57-2114	Fax	57-2119
朝日庁舎産業建設課	Tel	53-2117	Fax	53-2119
温海庁舎産業建設課	Tel	43-4616	Fax	43-4633

＜JA 鶴岡＞

南支所	Tel	29-9960
中央支所	Tel	22-2460
北支所	Tel	29-0433
上郷事業所	Tel	35-2155
大山事業所	Tel	33-3345
西郷支所	Tel	76-2344

＜JA 庄内たがわ＞

藤島支所	Tel	64-2214
羽黒支所	Tel	62-4154
櫛引支所	Tel	57-2158
朝日支所	Tel	53-2513
温海支所	Tel	43-3411

＜NOSAI 山形庄内支所＞ Tel 0234-91-1554 Fax 0234-91-1560

鶴岡市農業振興協議会

令和6年産米の需給調整実施状況について

1. 概要

山形県農業再生協議会から、令和6年産の「生産の目安」が8,665ha（50,956t）と示されました。

認定方針作成者の調整や農地異動により146ha増の8,811haに補正するとともに、令和6年産から導入された市町村間の過不足調整制度により49.3haの追加配分を受け、最終的な「生産の目安」は8,860.3haとなっています。

需給調整の結果として主食用水稻の実作付面積が8,819.4haとなったことから、目標が達成されました。

2. 需給調整実施状況

（単位：ha、％）

	補正後の 生産目安面積	水稻 作付面積	うち 新規需要米 加工用米 備蓄米	主食用水稻 作付面積	差 引	水稻作付 実施率
	①	②	③	④=②-③	⑤=④-①	⑥=④/①
鶴岡市合計	8,860.3	11,368.6	2,549.2	8,819.4	▲ 40.9	99.5

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

3. 主食用水稻の作付状況

（単位：ha）

	鶴 岡	藤 島	羽 黒	櫛 引	朝 日	温 海	R6 合 計	R5 合 計	前 年 度 比 較
慣行栽培面積	2,232.2	675.7	915.5	415.8	359.4	194.2	4,792.7	4,725.7	67.0
有機栽培面積	12.9	23.2	22.0	1.0	0.0	0.0	59.1	66.8	▲ 7.7
特別栽培面積	1,048.5	1,094.2	584.3	556.7	115.3	45.8	3,444.8	3,459.9	▲ 15.1
鶴岡Ⅰ型面積	3.4	7.2	1.5	0.0	0.0	0.0	12.1	10.7	1.4
直播特栽面積	1.8	11.7	2.3	0.0	0.0	0.0	15.8	21.4	▲ 5.6
直播栽培面積	171.1	235.9	37.8	42.8	7.4	0.0	494.9	516.3	▲ 21.4
合 計	3,470.0	2,047.8	1,563.3	1,016.2	482.0	240.0	8,819.4	8,800.8	18.6

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

※ 主食用米の区分については営農計画書における申告により集計しているため、認定機関における認定面積と一致しない場合があります。

4. 転作作物等の作付状況

(単位：ha)

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	R6合計	R5合計	前年度比較
非主食用水稻	884.8	817.3	597.1	247.6	0.0	2.4	2,549.2	2,576.1	▲ 26.9
新規需要米	229.9	271.0	244.8	16.0	0.0	2.4	764.0	818.3	▲ 54.3
米粉用米	0.0	6.8	1.8	0.3	0.0	0.0	8.8	8.6	0.3
うち複数年契約	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	▲ 4.3
飼料用米	136.2	157.7	215.6	12.0	0.0	0.0	521.6	599.1	▲ 77.6
うち複数年契約	0.0	6.1	0.0	0.0	0.0	0.0	6.1	479.4	▲ 473.3
W C S	14.6	24.3	2.3	0.0	0.0	2.4	43.6	39.4	4.2
輸出米	79.0	82.2	25.0	3.8	0.0	0.0	190.0	171.2	18.8
うち複数年契約	70.4	52.2	20.0	1.7	0.0	0.0	144.2	106.3	38.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
加工用米	191.3	214.2	159.5	104.5	0.0	0.0	669.5	664.5	5.0
備蓄米	463.6	332.1	192.9	127.1	0.0	0.0	1,115.7	1,093.3	22.4
戦略作物（水稻以外）	452.3	426.7	59.6	83.2	2.8	3.2	1,027.8	1,012.3	15.4
麦	1.6	1.6	11.0	2.3	0.0	0.0	16.5	11.7	4.8
大豆	449.4	419.8	36.3	78.3	0.7	0.5	984.9	976.3	8.6
飼料作物	1.3	5.3	12.4	2.6	2.1	2.7	26.4	24.3	2.1
うち子実用とうもろこし	0.0	2.1	0.0	0.0	0.0	0.0	2.1	1.2	0.9
そば	81.4	11.8	199.6	157.1	51.3	76.3	577.4	559.2	18.3
最重点品目	533.1	16.4	18.1	28.4	6.6	3.4	606.1	620.8	▲ 14.7
枝豆	505.5	9.4	8.9	20.5	2.5	0.3	547.0	556.7	▲ 9.7
ニラ	0.0	0.2	0.2	0.3	1.5	0.0	2.3	2.7	▲ 0.5
アスパラガス	2.1	0.3	6.2	1.1	1.2	2.6	13.6	17.1	▲ 3.5
ねぎ	14.1	5.3	1.8	2.2	0.5	0.3	24.1	25.3	▲ 1.2
トマト	9.0	1.0	1.0	1.2	0.5	0.1	12.7	12.1	0.6
きゅうり	2.5	0.1	0.1	3.2	0.5	0.1	6.4	6.8	▲ 0.5
重点品目	38.9	11.0	10.5	11.5	118.1	26.1	216.1	221.6	▲ 5.4
花き	10.4	1.3	0.3	2.5	0.2	0.1	14.8	15.5	▲ 0.8
赤かぶ	14.7	7.6	1.9	4.9	1.0	1.2	31.4	29.6	1.8
さやいんげん	1.6	0.0	0.1	0.3	0.0	0.0	2.0	1.7	0.3
わらび	11.6	1.9	4.5	3.4	75.6	22.4	119.3	120.7	▲ 1.4
ぜんまい	0.4	0.0	0.0	0.1	13.7	2.0	16.3	17.9	▲ 1.6
行者にんにく	0.1	0.1	2.9	0.3	22.3	0.2	25.8	29.2	▲ 3.4
うるい	0.1	0.2	0.7	0.1	5.3	0.2	6.6	6.9	▲ 0.3
振興品目	23.9	1.0	6.1	4.3	6.9	10.2	52.5	52.7	▲ 0.2
キャベツ	8.9	0.1	0.1	0.3	0.1	0.0	9.5	9.2	0.3
なす	9.0	0.5	2.0	3.3	3.6	0.4	18.9	19.4	▲ 0.5
さといも	1.6	0.2	2.5	0.6	0.6	0.2	5.8	5.4	0.4
ミョウガ	4.4	0.0	1.5	0.1	2.7	9.6	18.3	18.6	▲ 0.3
その他転作作物	179.6	67.1	78.6	168.2	63.2	29.5	586.2	611.9	▲ 25.7
自己保全管理	281.3	50.4	179.7	63.2	154.7	209.2	938.4	907.0	31.4
調整水田	2.3	0.5	9.6	0.7	0.5	0.1	13.6	14.9	▲ 1.4
その他	47.7	7.7	32.0	10.5	11.9	31.8	141.5	118.7	22.8
合 計	2,525.3	1,409.7	1,191.0	774.6	415.9	392.2	6,708.8	6,695.2	13.6

※四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

令和6年度経営所得安定対策関連交付金の交付状況（令和6年12月時点）

（単位：千円）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計
収入減少影響緩和交付金（ナラシ）	1,420	277	160	0	0	0	1,858
水田活用の直接支払交付金	433,154	328,983	176,171	65,966	19,171	15,219	1,038,664
戦略作物助成	228,158	254,455	130,654	33,431	434	555	647,687
産地交付金	204,996	74,528	45,517	32,535	18,737	14,664	390,977
コメ新市場開拓促進事業交付金	83,249	23,738	10,098	6,214	0	0	123,299
畑作物産地形成促進事業交付金	420	3,500	1,104	1,824	44	0	6,892
畑地化促進事業交付金	18,760	0	27,046	47,310	3,024	7,408	103,548
畑作物の直接支払交付金（ゲタ）	91,461	66,243	1,176	20,670	2,508	8,925	190,983
合計	628,464	422,742	215,755	141,984	24,747	31,551	1,465,243

※ 本表は、令和6年12月末までの支払額に、耕畜連携等の交付予定額を集計しています。

※ 収入減少影響緩和交付金は、令和5年度事業の交付状況を集計しています。

※ 戦略作物助成（飼料用米・米粉用米）は、数量払を除く55,000円/10aで集計しており、1月に精算分が交付される予定です。

※ 畑作物の直接支払交付金は、面積払のみの交付額を集計しており、3月に数量払が交付される予定です。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

令和6年度産地交付金の使途ごとの交付状況

（単位：千円）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	合計	前年度比較
園芸作物助成	枝豆	85,986	1,408	595	2,415	0	90,404	8,072
	最重点							
	露地	2,986	1,069	910	494	429	6,197	▲ 688
	施設	2,979	525	274	696	133	4,629	260
	重点							
	露地	2,230	965	490	770	8,275	13,810	▲ 430
	施設	1,800	305	13	285	45	2,455	221
振興	露地	738	27	195	173	148	1,672	169
	施設	0	0	0	0	0	0	0
面積拡大加算	最重点露地	2,696	36	41	82	0	2,854	▲ 1,539
	最重点施設・重点施設	1,539	216	54	99	27	1,935	▲ 540
そば助成	基本助成	10,716	1,253	23,726	18,525	7,373	71,678	▲ 5,361
	加算助成	2,610	26	2,654	4,236	2,307	14,462	805
団地加算	大豆							
	1ha	6,413	7,305	552	690	0	14,960	2,220
	2ha	26,298	19,538	431	2,500	0	48,767	7,323
	枝豆	9,287	49	37	37	0	9,410	▲ 194
団地輪作加算		39,278	25,187	398	62	0	64,925	9,336
耕畜連携	飼料用米のわら利用	0	4,190	418	0	0	4,608	611
	水田放牧	0	0	0	0	110	110	10
新市場開拓用米助成		336	0	0	0	0	336	▲ 6,096
新市場開拓用米複数年契約		0	635	248	64	0	947	▲ 3,407
生産性向上取組助成（加工用米）		2	287	173	88	0	549	▲ 1,437
生産性向上取組助成（米粉用米）		0	654	181	25	0	860	860
生産性向上取組助成（飼料用米）		9,069	10,836	14,109	838	0	34,852	▲ 5,796
地力増進作物助成		34	18	22	456	0	560	▲ 1,898
合計		204,996	74,528	45,517	32,535	18,737	390,977	2,500

※ 園芸作物助成（最重点）：ニラ、アスパラガス、ねぎ、トマト、きゅうり

※ 園芸作物助成（重点）：トルコギキョウ、アルストロメリア、ストック、きく、ひまわり、フリージア
赤かぶ、さやいんげん、わらび、ぜんまい、行者にんにく、うるい

※ 園芸作物助成（振興）：キャベツ、なす、さといも、ミョウガ

※ 産地交付金（耕畜連携）は現在、審査中のため予定の金額です。交付は1月の予定です。

※ 四捨五入の関係で合計が合わない場合があります。

経営所得安定対策等の概要について

1. 経営所得安定対策

(1) 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物の生産・販売を行う農業者を対象に、「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」の差額分に相当する交付金を交付します。

① 交付対象者

認定農業者、集落営農※、認定新規就農者

② 対象作物

麦、大豆（種子用、黒大豆を除く）、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね

③ 交付額

数量払

播種前契約に基づいて生産された当年産の出荷・販売数量に応じて交付額が算定されます。

※集落営農の加入要件
・組織の規約を作成していること
・対象作物について共同販売経理を行っていること
・農業経営の法人化、地域における農地利用の集積を行うことが確実であると判断できること

【交付単価の例（R5～7）】

（単位：円）

品質区分		1 等	2 等	3 等
普通大豆 (60kg)	課税事業者	10,360	9,670	8,990
	免税事業者	10,770	10,080	9,400
特定加工用大豆 (60kg)	課税事業者	8,310		
	免税事業者	8,720		

品質区分		1 等	2 等
そば (45kg)	課税事業者	17,180	15,070
	免税事業者	18,010	15,900

面積払（営農継続払）

数量払の内金として、播種前契約に基づいて生産された当年産の作付面積に応じて先払いすることができます。

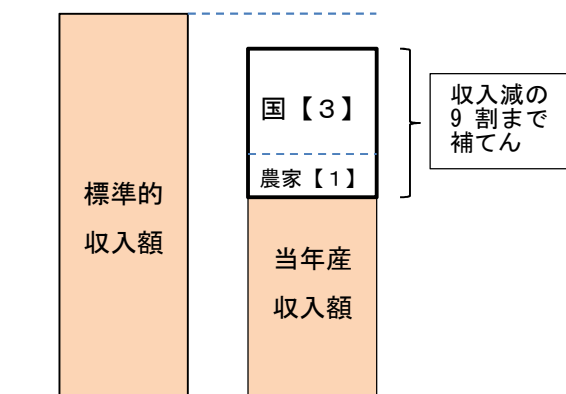
20,000 円／10a（そば 13,000 円／10a）

※ 実績単収が市町村ごとの基準単収の 2 分の 1 未満の場合、自然災害等の合理的な理由があることの確認ができない場合、当該作物にかかる全ての交付金の返還が求められます。

(2) 米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）

担い手経営安定法に基づく、農家抛出を伴う経営に着目したセーフティネットであり、米及び畑作物の農業収入全体の減少による影響を緩和するための制度です。

※収入保険と重複加入はできません



目的	収入減少の影響緩和 農業収入の減少が及ぼす影響を緩和
品目	米、麦、大豆（種子用、黒大豆を除く） てん菜、でん粉原料用ばれいしょ
負担割合	農業者：国＝ 1：3（4 分の 3 補助）
対象	認定農業者、集落営農、認定新規就農者 ※米については J A 等と事前契約が対象
内容	標準的収入と当年産収入の差の 9 割まで補てん

2. 水田活用の直接支払交付金

(1) 戦略作物助成

水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図るため、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等の作物を生産する農業者に対して交付金が交付されます。

① 交付対象者

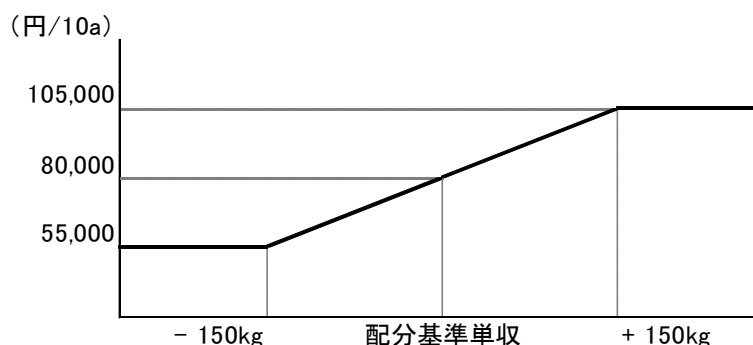
販売契約等に基づいて対象作物を生産する販売農家、集落営農

② 対象作物及び交付額

対象作物	交付単価 (10a あたり)
麦、大豆、飼料作物	35,000 円
飼料作物のうち多年生牧草 ※播種を行わず収穫のみを行うもの	10,000 円
WCS用稲	80,000 円
加工用米	20,000 円
飼料用米 (多収品種)、米粉用米	収量に応じ、55,000～105,000 円
飼料用米 (一般品種)	収量に応じ、55,000～85,000 円

※コメ新市場開拓等促進事業と畑作物産地形成促進事業 (旧：水田リノベーション事業) で支援を受けた交付面積については除外されます。

○ 飼料用米、米粉用米の交付単価のイメージ



・ 一括管理、稲SGSの場合

原則として、交付単価が 80,000 円に固定されます。(一般品種の場合は交付単価 70,000 円)

・ 区分管理の場合

実績単収に応じて交付単価が変動し、配分基準単収から 150kg を減じた値に満たない場合は理由書を提出する必要があります。

※ 作柄調整について

交付金算定にあたって、当年産の作柄により交付単価の調整が行われます。

(2) 産地交付金

地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づき、交付されます。

(3) コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業

「産地・実需協働プラン」に基づき、実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組を 3 つ以上行った場合に、取組面積に応じて交付金が交付されます。

記載例（畑地に係る営農計画書）

この様式は、**畑地**において畑作物の直接支払交付金の対象となる大豆・そば・麦等の作付を計画する場合に提出してください。

NOSA I 組合員名、経営所得安定対策申請者、口座名義人、農作物販売名義人が一致するようにしてください。

東北農政局長 様（鶴岡市農業振興協議会経由）

令和7年度（産） 畑地に係る営農計画書

農業者氏名	住 所
鶴岡 一郎	鶴岡市 〇〇〇〇〇〇

氏 名

鶴岡 一郎

集落コード
農家番号

経営所得安定対策の交付金（畑作物の直接支払交付金等）に係る対象（作物の畑地）における作付面積等を申告します。

農 業 者 記 載 欄			協議会記載欄						
分筆 番号	地名・地番	本地面積 a m ²	作付面積 a m ²	作物名	異動の内容	出荷先	確認面積 a m ²	作物等名	備考
8010	001 馬場町9－26	31.25	20.00	大豆	①	自家用！JA出荷 JA以外の出荷先			
8020	002 馬場町9－27	23.45	15.00	自己保全 大豆	②	自家用！JA出荷 JA以外の出荷先			
	馬場町9－29	12.34	10.00	そば	③	自家用！JA出荷 JA以外の出荷先 ●●食品			
						自家用！JA出荷 JA以外の出荷先			

※ 水田については、別途配布している営農計画書に記入してください。

※ 大豆・そば・麦等以外の作物については提出不要です。

※ 畑作物の直接支交付金を申請しない場合は提出不要です。

※ 現地確認等により、交付対象面積は変更となる可能性があります。

- ※ 水田については、別途配布している営農計画書に記入してください。
- ※ 大豆・そば・麦等以外の作物については提出不要です。
- ※ 畑作物の直接支払交付金を申請しない場合は提出不要です。
- ※ 現地確認等により、交付対象面積は変更となる可能性があります。

- ① 印字された作物に変更がない場合は、作物名を「○」で囲んでください。
- ② 印字内容に変更がある場合は、「取消線」を記入のうえ、訂正してください。
- ③ 新たに作付を計画している場合は、対象となるほ場の地名・地番、作付面積、作物名等を記入してください。
なお、不作付分の面積は記入不要です。

記載例（諸様式一覧）

○ 営農計画書とともに提出する書類

- | | |
|-------------------------------|-------|
| ① 認定方針作成者への参加申込書 及び 個人情報利用承諾書 | P. 8 |
| ② 「生産の目安」の地域内調整申請書、地域内調整一覧表 | P. 9 |
| ③ 特定農作業受委託契約書 の写し | P. 11 |
| ④ 水田飼料作物利用供給契約書 の写し | P. 12 |
| ⑤ 産地交付金 園芸施設作付面積報告書 | P. 14 |

○ **令和7年6月13日**まで提出する書類 （営農計画書とともに提出することが望ましい）

- | | |
|---|-------|
| ⑥ 産地交付金申請書
（そば・山菜・団地・団地輪作・耕畜連携・地力増進作物助成） | P. 15 |
|---|-------|

○ 必要に応じて提出する書類

- | | |
|------------------------|-------|
| ⑦ 自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書 | P. 24 |
|------------------------|-------|

認定方針作成者への参加申込書 及び 個人情報利用承諾書

令和 7 年 3 月 1 日

認定方針作成者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

御中

営農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

集落コード 001

参加する「認定方針作成者」を記入してください。

- ・ 鶴岡市農業協同組合
- ・ 庄内たがわ農業協同組合
- ・ 鶴岡米穀
- ・ (株) 庄内こめ工房
- ・ 出羽弥兵衛 (株)
- ・ 淵田謙一
- ・ 小林範正
- ・ (株) ライズ・イン

家 番 号 0001

所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

名 鶴 岡 一 郎

の生産調整方針に従うことを誓約するとともに、貴
に含まれる情報について、貴団体が生産調整方針を
範囲で利用することを承諾します。

※ 認定方針作成者記入欄

地区コード	集落コード	集落名	農家番号
受付日	担当者確認印	方針作成者管理コード	

互助調整のご案内

※「生産の目安」の達成に向けて適切な米の需給調整を行うため、それぞれの地域で互助調整を行っています。ご不明の点がございましたら認定方針作成者に問い合わせください。

集落互助を行う場合に、集落毎に作成してください。

「生産の目安」の地域内調整申請書

参加する互助調整組織名、
関係農協名を記入してください。

令和 7 年 3 月 1 日

(互助) ○○○○○○○○○○ 御中

(農協) ○○○農業協同組合 御中

集落コード 001

集 落 名 ○○○○

住 所 鶴岡市○○○○○○

生産組合長等のお名前で
申請してください。

生産組合長 鶴 岡 一 郎

「生産の目安」の地域内調整について、別紙のとおり実施することとしたので関係書類を添えて申請します。

記

添付書類 : 「生産の目安」の地域内調整一覧表

次頁の「『生産の目安』の地域内調整
一覧表」を添付してください。

「生産の目安」の地域内調整一覧表

前頁の「『生産の目安』の地域内調整申請書」に添付してください。

集落名

〇〇〇〇

「生産の目安」を譲渡する				「生産の目安」を譲受する			
集落名	農家番号	氏名	数量(kg)	集落名	農家番号	氏名	数量(kg)
〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	210	〇〇〇〇	0002	鶴岡五郎	320
〇〇〇〇	0005	鶴岡二郎	110	△△△	0100	鶴岡六郎	490
〇〇〇〇	0007	鶴岡三郎	150				
〇〇〇〇	0010	鶴岡四郎	340				
集落計			810	集落計			320
総 計			810	総 計			810

総計については、譲受・譲渡数量を一致させてください。

農地異動は、農業委員会で手続きを行うことが原則です。

農業委員会での手続きを行えない特段の事情（農地中間管理事業の事務中など）があり、農作業受託者が交付金を申請する場合は、本様式に準じた契約書を作成し、写しを提出してください。

特定農作業受委託契約書

受託者及び委託者は、この契約書の定めるところにより、特定農作業受委託契約を締結する。
この契約書は、2通作成して受託者及び委託者がそれぞれ1通を所持する。

令和 7 年 3 月 1 日

委託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 二 郎 (印)
電 話	〇〇-〇〇〇〇

受託者

住 所	鶴岡市〇〇〇〇〇〇
氏 名	鶴 岡 一 郎
電 話	〇〇-〇〇〇〇 (印)

第1条 委託者は、受託者に対し、別紙農作業委託リストに提示する農用地について、「農作業を委託する農作物」欄に記載した農作物の農作業を委託し、受託者はこれを受託する。

第2条 委託者は、受託者に対し、前条に提示する農用地において生産、収穫された農産物の販売を委託し、受託者はこれを受託する。

第3条 受託者は、第2条により委託者が受託者に販売を委託した農産物の販売収入のうち、委託者に別紙単価表に定める一定額を支払うものとする。

第4条 本契約の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から、令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第5条 委託者と受託者の間において、本契約書に記載された事項を変更する必要がある場合には、委託者、受託者協議のうえ変更することができるものとする。

(別紙)

農作業委託リスト

	耕地番号	地名地番	作付面積(m ²)	作物名	(水稻のみ記載) 栽培方法・品種
1	0010	馬場町 9-25-(1)	2,980	枝豆	
2	0020	馬場町 9-25-(2)	2,970	水稻	慣行はえぬき

単価表

	作物名	単価(円/10a)
1	枝豆	〇〇〇〇
2	慣行 はえぬき	〇〇〇〇

水稻の場合は作型と品種について記入してください。

水田飼料作物利用供給契約書

飼料作物供給者 鶴岡一郎 と、畜産農家 鶴岡二郎 とは、水田において生産する飼料作物について、下記の条項により利用供給の契約を締結する。

(飼料作物の種類)

第1条 飼料作物の種類は、イタリアンライグラス とする。

(生産面積)

第2条 供給する飼料作物の生産面積は、7, 930㎡ とし、生産ほ場は別紙「水田飼料作物利用供給計画書」に記載のとおりとする。

(供給量)

第3条 供給量は、おおむね 3, 200kg とする。

(供給時期)

第4条 飼料作物を供給する時期は下記のとおりとする。

令和 7 年 7 月 上 旬

令和 7 年 9 月 下 旬

令和 年 月 旬

(協議)

第5条 この契約に定めのない事項については、飼料作物供給者と畜産農家が協議のうえ決定するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、飼料作物供給者と畜産農家が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 3 月 1 日

※ 飼料用米、WCS稲、稲SGS
については、本契約書を提出する
必要はありません。

飼料作物供給者

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎 印

畜産農家

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 二 郎 印

① 飼料作物を畜産農家に供給し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、畜産農家名を記入してください。
- ・本契約書の写しとともに、次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

② 飼料作物を自家利用し、水田活用の直接支払交付金を申請する方

- ・営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『自家利用』と記入してください。
- ・次頁の「水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書」を提出してください。

③ 飼料作物を栽培するが、水田活用の直接支払交付金を申請しない方（未収穫等）

- ・営農計画書「転作作物の出荷先」欄に、『対象外』と記入してください。

水田飼料作物利用供給計画書（自家利用計画書）兼播種実施報告書

集落コード 001

農家番号 0001

氏名 鶴岡 一郎

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	飼料作物 品種名	作付面積 (㎡)	播種面積 (㎡)	播種量 (kg)	供給量 (kg)	播種年月日	収穫時期
0010	001	馬場町 9-25-(1)	イタリアン ライグラス	2,000	2,000	4	800	R7年4月15日	7月上旬
0020	001	馬場町 9-25-(2)	イタリアン ライグラス	1,000	500	1	200	R7年4月15日	7月上旬
0030	001	馬場町 9-25-(3)	オーチャード グラス	2,000	1,000	2	400	R7年4月15日	7月上旬
0040	001	馬場町 9-25-(4)	オーチャード グラス	1,000	1,000	2	400	R7年4月15日	7月上旬
								年 月 日	月 旬
								年 月 日	月 旬
								年 月 日	月 旬
									旬
									旬
自らが飼養する家畜の場合は、 『自家利用』と記入してください。				6,000	4,500				

は種の実施が客観的に確認できる書類
（種子購入伝票や作業日誌等）については、
交付申請を行った年度の翌年度から5年間
保管してください。

畜産農家（供給先）		
集落名	氏名	飼養 畜種
〇〇〇	鶴岡次郎	肉用牛

播種購入記録			
商品名・品種名	種子購入量 (kg)	購入先	購入日
イタリアン ライグラス	5.0kg	〇〇 農協	R7年3月30日
オーチャード グラス	5.0kg	〇〇 農協	R7年4月10日

※飼料作物のうち多年生牧草（オーチャードグラス等）については、①当年産において播種から収穫までを行う場合は3.5万円/10a、②収穫のみを行う場合は1.0万円/10aの支援となります。

※当年産において播種を行う場合は、播種量・種子購入記録を記入してください。

多年生牧草に取り組み、圃場の一部のみに播種する場合等には、当該草種の適正播種量と実際の播種量から、協議会で播種面積相当を計算のうえ、交付額を算出します。

※ 前年計測済の場合は、印字済の様式を配布していますので
作物名等を追記してください。

産地交付金 園芸施設作付面積報告書

集落コード 001

農家番号 0001

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

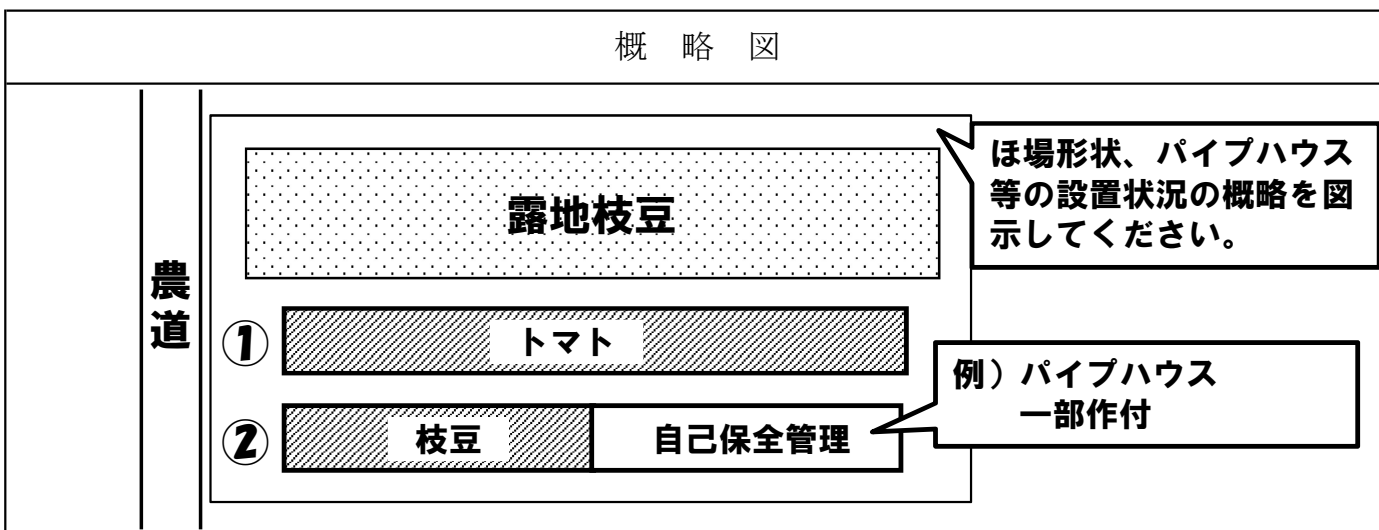
氏 名 鶴 岡 一 郎

営農計画書の左上「集落コード欄」、「農家
番号欄」から転記してください。

園芸施設の更新等を行った場合は、内容
を枠外に記載してください。

耕地番号	0100	地名地番	馬場町 9-25-(1)	水田面積 (㎡)	1,000
------	------	------	--------------	-------------	-------

概 略 図



園芸施設毎に区分して記入
してください。
施設外に作付けしている場
合は、「露地」と記載して
ください。

※ 産地交付金の対象作物を、園芸施設（パイプハウス
など）で作付している場合に作成してください。

- ・実際に作付けされた面積が交付対象となりますので、
作付面積を計測する必要があります。
- ・施設外に作付けしている場合は、露地作付けであるこ
とを明記してください。
- ・営農計画書の転作計画面積も修正してください。

区画番号	計測式 (m)	面積 (㎡)	作物名	収穫時期	協議会記載欄
①	5.4m × 40.0m	216	トマト	6月頃	産地交付金の園芸 作物助成対象品目 で二毛作をする場 合は、作物名と収 穫時期を2段書き してください。
②	5.4m × 20.0m	108	枝豆(二毛作) キャベツ(二毛作)	7月頃 12月頃	
②	5.4m × 20.0m	108	自己保全管理		
露地	10.0m × 50.0m	500	枝豆	8月頃	水田面積と「作付面積の合計」 との差は、自己保全管理として 扱います。
露地		68	自己保全管理		
		1,000			

鶴岡市農業振興協議会
会 長 皆 川 治 様

集落コード 001

農家番号 000

住 所 鶴岡市0000000

氏名・団体 00大豆刈取組合 鶴岡 一 郎

団地加算・団地輪作加算をグループ
で申請する場合は、団体名及び代表
者名を記入してください。

令和 7 年度経営所得安定対策 産地交付金申請書
(そば・山菜・団地加算・団地輪作加算・耕畜連携・地力増進作物)

令和 7 年度経営所得安定対策において、産地交付金（そば・山菜・団地加算・団地輪作加算・耕畜連携・地力増進作物）を申請したいので、関係書類を添えて申請します。

申請する項目に「○」を
記入してください。

記

(添付書類)

	そば助成	そば作付ほ場一覧（添付様式 1 号） 湿害対策実施状況写真
	園芸作物助成 （山菜）	山菜作付ほ場一覧（添付様式 2 号） 管理作業（除草等）実施状況写真
○	団地加算 団地輪作加算	団地加算・団地輪作加算実施ほ場一覧（添付様式 3 号） 団地位置図
	耕畜連携助成	耕畜連携助成実施ほ場一覧（添付様式 4 号） 耕畜連携助成における利用供給協定書（自家利用計画書）の写し
	地力増進作物助成	地力増進作物作付ほ場一覧（添付様式 5 号）

- ※ 該当する項目に「○」を記入してください。
- ※ 作物毎に指定された必要書類を添付してください。
そばは加算助成がありますので、取り組む場合は必要書類を添付してください。
- ※ 実施状況写真については、申請時点で未実施である場合は、実施後速やかに提出してください。
- ※ 耕畜連携助成については、実施後に実績報告書を提出してください。

次頁以降の必要書類を添付してください。
実施状況写真については、申請時点で未実施である場合は、実施後速やかに提出
してください。

そば作付ほ場一覧 (添付様式1号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集落名 ○○○○

氏 名 鶴 岡 一 郎

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	作付面積 (㎡)	(基本助成) 湿害対策要件	写真	(加算助成) 生産性向上要件※1
実施する湿害対策に「○」を記入してください。 ・明渠、暗渠以外の対策（畦畔除去等）を行った場合は、「他」に「○」を記入したうえで、右隣の括弧内に具体的に記載してください。 ・水田畑地化基盤強化対策で整備された暗渠のみの場合は交付対象となりませんので、明渠設置等の対策を追加で行ってください。				実施する生産性向上要件に「○」を記入してください。（要件は「農家のみなさんへ」を参照） ・①は明渠、暗渠の2枚の写真が必要です。 ・②は資材購入伝票の写しが必要です。 ・③は専用機械による作業中の写真が必要です。ただし、③の写真は申請ほ場数に関わらず一枚で構いません。		
0050	001	馬場町 9-25-(5)	1,870	明渠・暗渠・他（ ）	○	①・②・③
0060	001	馬場町 9-25-(6)	1,920	明渠・暗渠・他（ ）	○	①・②・③
0070	001	馬場町 9-25-(7)	1,980	明渠・暗渠・他（畦畔除去）	○	①・②・③
合 計			5,770	ほ場（現況）毎に「湿害対策実施状況写真」を添付してください。 申請書提出時に添付した場合は「○」を記入、未実施のため写真を添付していない場合は何も記載しないでください。		

実施状況写真の提出について

- ・ 0050-001 馬場町 9-25-(5)
- ・ 0060-001 馬場町 9-25-(6) 現況 1 枚



- 湿害対策の実施状況写真を添付してください。申請時点で未実施の場合は、実施後速やかに提出してください。
- 様式は定めておりません。L版写真をA4用紙に貼り付けてください。印刷でも構いません。
- 該当地番を写真周囲に記入してください。
- ほ場（現況）毎に写真を提出してください。
 - ・ 明渠 : 設置後の写真
 - ・ 暗渠 : 施工中の写真
 - ・ 他 : 畝たて条播、畦畔除去等の状況がわかる写真

山 菜 作 付 ほ 場 一 覧 (添付様式2号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集 落 名 ○○○○

氏 名 鶴 岡 一 郎

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	作付面積 (㎡)	作物名	写真	備考
		作付作物に「○」を記入してください。				
0010	001	馬場町 9-25-(1)	200	わらび・ぜんまい 行者にんにく・うるい		
0020	001	馬場町 9-25-(2)	320	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
0030	001	馬場町 9-25-(3)	280	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
0040	001	馬場町 9-25-(4)	240	わらび ぜんまい 行者にんにく・うるい	○	
合 計				1,040		

ほ場毎に「管理作業（除草等）実施状況写真」を添付してください。
申請書提出時に添付した場合は「○」を記入、未実施のため写真を添付していない場合は何も記載しないでください。

実施状況写真の提出について

- ・ 0020-001 馬場町 9-25-(2)
- ・ 0030-001 馬場町 9-25-(3) 現況 1 枚
- ・ 0040-001 馬場町 9-25-(4)



- 管理作業（除草等）の実施状況写真を添付してください。申請時点で未実施の場合は、実施後速やかに提出してください。
- 様式は定めておりません。
L版写真をA4用紙に貼り付けてください。
印刷でも構いません。
- 該当地番を写真周囲に記入してください。
- ほ場（現況）毎に写真を提出してください。
・ 施肥、除草等の適切な管理がなされていることがわかる写真

団地加算・団地輪作加算 実施ほ場一覧 (添付様式3号)

集 落 名 〇〇〇

氏名・団体名 〇〇〇大豆刈取組合 鶴岡一郎

「産地交付金申請書」に添付してください。

- ・団地毎に作成してください(3団地あれば3枚使用)
- ・団地位置図を添付してください

該当する作物名に「〇」を記入してください。

作物名	大豆	枝豆
団地番号		

集落コード	集落名	農家番号	農業者名	耕地番号	分筆番号	地名・地番	作付面積(m ²)	輪作対象(大豆のみ)	備考
						前年産が水稻(飼料用米、WCS、SGS含む)であり、 <u>団地輪作加算(大豆)</u> を申請する場合「〇」を記入してください。			
001	〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,980	〇	
001	〇〇〇〇	0001	鶴岡一郎	0020	001	馬場町 9-25-(2)	2,980		
001	〇〇〇〇	0002	鶴岡二郎	0100	001	馬場町 9-25-(3)	2,450		
002	△△△△	0010	鶴岡三郎	0050	001	馬場町 9-25-(4)	1,500	〇	
001	〇〇〇〇	0003	鶴岡四郎	0010	001	馬場町 9-25-(5)	1,560		(自家用)
001	〇〇〇〇	0004	鶴岡五郎	-	-	馬場町 9-25-(6)	2,000		(畑地)
						交付金の対象とはならないが、 <u>団地を構成するほ場(自家用、畑地等)</u> についても記入し、備考欄に付記してください。 また、 <u>団地位置図の作成にあたっては、交付金対象ほ場とは別色で着色してください。</u>			
合 計							13,470		

- ※ 地区外のほ場についても調整のうえ、団地毎に作成してください(3団地あれば3枚使用)
- ※ 前年産が水稻(飼料用米、WCS、SGS含む)であり、団地輪作加算(大豆)を申請する場合、「輪作対象」欄に「〇」を記入してください。
- ※ 交付金の対象とはならないが、団地を構成するほ場(自家用、畑地等)についても記入してください。
- ※ 団地位置図を添付してください。

耕畜連携助成実施ほ場一覧

(添付様式 4 号)

「産地交付金申請書」に添付してください。

集 落 名 〇〇〇〇
 氏 名 鶴 岡 一 郎

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	作付面積 (㎡)	作物名	取組内容	
					わら利用	水田放牧
0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,000	イタリアン ライグラス		○
0020	001	馬場町 9-25-(2)	2,000	飼料用米	○	
0030	001	馬場町 9-25-(3)	1,930	稲SGS	○	
合 計			5,930			

実施する取組に「○」を記入し
 てください。

利用供給協定書（わら利用）の事例

耕畜連携助成における利用供給協定書

（飼料作物の種類）

第1条 この利用供給協定書は、甲と乙が連携して、水田で生産された飼料用米（稲SGS）の稲わらを収集し、家畜に供与することで、水田における飼料生産の拡大を推進し、水田の有効活用と飼料自給率の向上を図ることを目的とする。

（実施の主体）

第2条 甲は、耕畜連携助成の実施者として、水田において飼料用米（稲SGS）を作付けする者とする。

2 乙は、甲が生産した稲わらを利用する者とする。

（水田の場所等）

第3条 甲が飼料用米（稲SGS）を作付けする水田および刈取り時期は別紙のとおりとする。

（協定締結期間）

第4条 この協定の有効期限は、締結日から3年間とする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲・乙いずれからも文書による別段の意思表示がないときは、さらに3年間延長するものとする。

（役務と対価）

第5条 甲は、稲わらを収集し、乙に供給するものとする。

2 乙は、稲わらの代金及び収集料として、甲に10aあたり、〇〇〇〇円を支払うものとする。

（協定の補完）

第6条 この協定に定めのない事項については、その都度甲・乙が協議の上決定する。

以上、協定締結の証として、本協定書2通を作成し、それぞれ1通ずつ保管することとする。

令和 7 年 4 月 1 日

甲（飼料用米を生産する者）

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎

印

乙（稲わらを利用する者）

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 二 郎

印

自家利用計画書（わら利用）の事例

令和 7 年 4 月 1 日

耕畜連携助成における自家利用計画書（わら利用）

わらを生産、収集、利用する者

住所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏名 鶴 岡 一 郎

下記の水田において生産した飼料用米の稲わらを収集し、自ら飼養する家畜に給与します。

計画期間	令和 7 年度 ～ 令和 9 年度
------	-------------------

耕地 番号	分筆 番号	地名地番	面積 (㎡)	供給量 (kg)	主作物	稲わら 収集時期
0270	001	馬場町 9-25-(1)	1,860	-	飼料用米	9月下旬
0280	001	馬場町 9-25-(2)	1,880	-	飼料用米	9月下旬
0290	001	馬場町 9-25-(3)	1,900	-	飼料用米	9月下旬
			5,640			

※ 実施ほ場に変更が生じた場合は、耕畜連携実施助成ほ場一覧（添付様式4号）により報告します。

提出締切が近づきましたら、実績報告書・作業日誌様式を配布しますので、作業状況写真（稲わら収集、放牧）を添付して提出してください。

令和7年11月29日

鶴岡市農業振興協議会
会長 皆川 治 様

営農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

集落コード 001

農家番号 0001

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎

令和7年度経営所得安定対策 耕畜連携助成実績報告書

令和7年度経営所得安定対策において、耕畜連携の取組（わら利用、水田放牧）を実施しましたので、関係書類を添付して実績を報告します。

記

添付書類 : 作業日誌、作業状況写真

一覽一場實施成助作物進增力地

「**産地交付金申請書**」に添付してください。

集落名

郎 一 匡 蠶 名 氏

耕地 番号	分筆 番号	地名 地番	作付面積 (㎡)	R 7 地力増進 作物名	取組計画	
					R 8 作物名	出荷先(予定)
0010	001	馬場町 9-25-(1)	1,000	れんげ	水稻	J A
0020	001	馬場町 9-25-(2)	1,500	クローバー	小麦	〇〇商店
0030	001	馬場町 9-25-(3)	1,000	ヘアリー ベッチ	枝豆	J A
合 計			3,500			

販売することが交付金支払の要件となっていますが、自然災害や鳥獣害により販売に至らなかった場合には救済措置が設けられています。鶴岡市・JA・共済組合における被害状況確認が必要となりますので、被災確認後すみやかに連絡のうえ、本様式を提出してください。

また、営農計画変更の締切後に、葉害等のやむを得ない事情で作物変更を行いたい場合についても、本様式を提出してください。

※ 周辺ほ場の状況等を考慮し、適否を判断します。

※ 現地確認前にすき込みを行った場合、交付対象となりません。

自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書

令和 7 年 7 月 30 日

鶴岡市農業振興協議会
会 長 皆 川 治 様

営農計画書の左上「集落コード欄」「農家番号欄」から転記してください。

集落コード 001

農家番号 0001

住 所 鶴岡市〇〇〇〇〇〇

氏 名 鶴 岡 一 郎

私が耕作するほ場が自然災害等による被害を受けましたので、確認して頂くよう依頼します。

記

被災時期がわかるように記入してください。

1. 自然災害等の概要

大雨（7／28）によるほ場冠水

2. 自然災害等による被害ほ場一覧表

耕地番号	地名地番	作物	面積 (㎡)	被災区分	今後の対応
0010	馬場町 9-25-(1)	大豆	2,500	全損・一部	すき込み

全損の場合には、「すき込み」「作物変更」など今後の対応を記入してください。

次頁の「肥培管理等作業日誌」を添付してください。

※ 作付状況を確認するため「肥培管理等作業日誌」を添付してください。

※ 全損の場合、「今後の対応欄」に対処策（すき込み、作物変更など）を記入してください。

肥培管理等作業日誌（令和7年度）

養生中作物がある場合、または前頁の「自然災害・鳥獣害による被害ほ場確認依頼書」がある場合に提出してください。

作物 大豆

集 落 名

氏 名 鶴 岡 一 郎

耕地番号	分筆番号	地名地番	作付面積 (㎡)	播种植栽年月
0010	001	馬場町 9-25-(1)	2,500	令和 7 年 5 月
				年 月
				年 月
				年 月
				年 月

作業日	作業名	使用資材名	使用量
4 / 5 ~ /	堆肥散布	みのるくん	500kg /10a
4 / 25 ~ /	明渠		/10a
5 / 18 ~ /	施肥	大豆化成684	40kg /10a
5 / 18 ~ /	土づくり	苦土石灰	100kg /10a
5 / 20 ~ /	耕起		/10a
5 / 25 ~ /	播種		/10a
5 / 26 ~ /	除草剤散布	クリアターン乳剤	500ml /10a
7 / 5 ~ /	中耕培土		/10a
7 / 10 ~ 7 / 12	大雨被災		/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a
/ ~ /			/10a

- ※ 養生中作物 及び 被災作物の共通様式です。
- ※ 作物毎に作成してください。
- ※ 代用できる書類がある場合は、本様式に代えて提出することができます。

「生産の目安」補正計算表

耕地の異動を行った場合で、再計算を行う時は、下記計算表を活用ください。

単位【面積：㎡、数量：kg、率：％、単収：kg/10a】

＜均等配分に係る数量の算出＞

(ア)	×	(イ)	×	(ウ)	÷	1,000	=	(エ)
共済台帳面積計		均等配分作付率		配分基準単収				均等配分数量
	×		×		÷	1,000	=	

※ (エ) については、小数点第 1 位を切り捨てること。

＜「生産の目安」の算出＞

(エ)	+	(オ)	=	(カ)
均等配分数量		傾斜配分数量		「生産の目安」
	+		=	

※ (オ) については、仮配分通知を参照のこと。

＜「生産の目安（面積）」の算出＞

(カ)	÷	(ウ)	×	1,000	=	(キ)
「生産の目安」		配分基準単収				「生産の目安（面積）」
	÷		×	1,000	=	

※ (キ) については、小数点以下を切り捨てること。

＜令和 7 年産米の「生産の目安」＞

「生産の目安」(kg) = (カ)	「生産の目安（面積）」(㎡) = (キ)

農地異動・農作業受委託について

農地の権利異動（売買による所有権移転、貸借）を行う場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法等に基づいて、農業委員会において手続きを行う必要があります。

米の需給調整や経営所得安定対策等の交付金の算定にあたっては、原則として、農業委員会における手続きが行われた場合について、異動情報を反映するものとしています。

また、経営所得安定対策等の交付金の対象者は、販売目的で作物の生産を行う農家（法人を含む）又は集落営農となっていることから、交付金申請者と出荷名義とを一致させる必要があり、農作業受委託については下記の取り扱いとなります。

1. 農作業受委託

農作業の受委託を行うが、出荷名義を委託者（所有者）に残す場合は、経営所得安定対策等における農地異動手続きを行う必要はありません。

2. 特定農作業受委託

基幹作業すべての受委託を行い、出荷名義も含めて受託者に移す場合は、経営所得安定対策等における農地異動手続きを行う必要があります。

※ 異動手続きについて

- 1) 特定農作業受委託契約書を作成し、営農計画書とともに「写し」を提出してください。
- 2) 営農計画書の異動の内容（転作等）欄に、「**特**」と記入し、委託先を記入してください。

農作業全般に係るお知らせ

1. 農作業の事故防止について

毎年、農作業中の事故が発生しております。農業機械は正しく使用し、農作業中の事故を防止しましょう。

- 作業が終わったら、ほ場を出る前にブレーキペダルを連結しましょう
- 農業機械の点検をする場合は、エンジンを停止しましょう
- 段差や傾斜、路肩等の危険箇所を十分把握し、安全運転に心がけましょう

2. 農薬の適正使用について

過去には、残留農薬検査で規制値を超えたため、農作物の出荷停止や販売した農作物を回収した事例が発生しています。安全・安心な農産物を提供するため、農薬は適正に使用しましょう。

- ラベルに記載された用法・用量を守りましょう
- 周辺への飛散・流出に注意しましょう
- 散布後、使用したホースやタンクは、きれいに洗いましょう
- 使用月日、農薬名、対象作物、使用量等を記録、保管しましょう

3. 住環境への配慮について

近年、早朝からの爆音機、マルチ等の廃プラ処分、乾燥調製時に排出される粉塵、作業機械による道路への泥落とし、放置された農作物残さ、未完熟たい肥や農薬の臭いなど、農作業に関係する苦情が増えています。

- 住宅地に隣接した農地や作業場では、住環境に配慮した作業を行いましょう
- 作業を始める前に周囲の方々に一言伝えておくなど、普段からコミュニケーションを図りましょう

4. 野生鳥獣による農作物被害の防止について

基本的な対策として「鳥獣を寄せ付けない」、「農地は囲って守る」に努めましょう。

- 定期的に除草を行い、田畑の見通しを良くし、やぶを作らないようにする
- 廃棄野菜・摘果は、山林や田畑などに放置せずに適切に処理する
- サルやクマなどを呼び寄せないように、放任している柿や栗などの木はきちんと収穫するか、伐採する
- カラスなどの鳥類は防鳥網やテグスを、イノシシ・サル・クマなどの獣類はトタンや防獣ネット、電気柵を正しく設置する（資材の購入経費への助成があります！）

鳥獣被害防止対策補助事業のお知らせ

市広報・ホームページ等によるお知らせや農協を通じて、9月頃に翌年分の要望調査を行っています。（※事前要望の方を優先）

- ・ 電気柵、防鳥ネット等の被害防止資材購入支援（補助率 1/2）
- ・ 地域の被害防止活動支援（1年目：定額・上限 10 万円、2～5 年目：補助率 1/2・上限 5 万円）
- ・ 狩猟免許取得支援（補助率 1/2）
- ・ 住宅付近の柿、栗などの放任果樹の伐採（補助率 2/3）

※事業の実施や要望額の確保を確約するものではありません。

ご相談は市役所農山漁村振興課・各庁舎産業建設課鳥獣被害担当まで

農業生産工程管理(GAP = Good Agricultural Practice)について

農産物の生産には、異物の混入や農業機械による事故など、さまざまなリスクが潜んでいます。

それらのリスクを考慮し、適正な農業を実践することによって、食品安全や環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための取組みがGAPです。

1. GAPをする！

ステップ1：基本の整理整頓から！

みなさんがこれまでも取り組んできた整理整頓や、生産履歴の記帳が取組みの基本になります。



ステップ2：農場内を点検し、問題点を改善！

農業生産の中で問題点を見つけたら、

- ① 必要な対策を考え
- ② それを実行し
- ③ その内容を記録・点検し
- ④ 継続的に改善していきましょう。



➤ 認証が必要になったら次のステップへ！

- ・取引先からの要求
- ・農場の客観的な評価

2. GAP認証を取る！

ステップ3：準備完了、いざ審査！

審査会社に申込み。
審査員に取組みを評価してもらいます。
→ 指摘があれば改善！



ステップ4：認証取得！

引き続き、より良い農業経営に向けて改善していきましょう！



※認証取得まで半年～1年ほどかかります。

※認証を取得する場合は一定の費用がかかります。

GAPの主な取組内容

食品安全

- ・異物混入防止、農薬の適正な使用・保管 など

環境保全

- ・適切な施肥、廃棄物の適正処理 など

労働安全

- ・機械の点検・整備、作業安全の確保 など

人権保護

- ・家族経営協定の締結 など

農場経営管理

- ・責任者の配置、教育訓練の実施 など

その他

- ・商品回収テストの実施 など

主なGAP認証

認証	点検項目数	審査費用	備考
GLOBALG.A.P	約200項目	25～55万円程度 ＋旅費	世界で最も普及しているGAP認証
ASIAGAP	約160項目	10万円程度 ＋旅費	日本発のGAP認証
JGAP	約130項目		
やまがたGAP	約50項目	—	都道府県版のGAP R7.4に認証制度の廃止後、経営能力向上ツールとして活用予定

お問合せ

GAPの認証取得への支援については

鶴岡市農政課 (Tel35-1295 直通) までお問い合わせください。

鶴岡市立農業経営者育成学校 SEADS 研修生募集について

SEADSは旧いこいの村を改修し2020年に開校した、社会人向けの農業研修施設です。1学年10名の仲間と共に、2年間の研修で農業の基礎・基本を学び、新規就農のスタートラインにしっかり立つことを目指します。SEADSでは共に学ぶ農業研修生を募集しています。

UターンやIターン、市内の親元就農予定者、ご夫婦など、現在計15名がSEADS研修生として農業を学び、また、市内では約20名の修了生が農業に励んでいます。

4

つのポイント

①

基礎の基礎から教えます

「植物の生長の仕組みとは?」「トラクターの運転方法は?」など、本当の基礎から座学と実習を通じて研修ができ、農業経験のない方も安心して学ぶことができます。

②

地域の先進農業者のもとで学べます

鶴岡市の代表的な作物(メロン、ミニトマト、えだまめ、きゅうり、水稻など)について、実習受入農家のもとで、現場の栽培技術を学べます。

③

就農プラン実現に伴走します

農地の賃借、栽培方法や販路の検討、資金の調達方法といった、現実的な就農プランの作成・実行を支援します。

④

就農後の経営安定化までサポートします

栽培技術、補助制度の紹介など、就農後の課題について状況に応じて様々な相談に対応します。

座学



基本的な栽培技術、
農業経営に必要な
知識の習得

座学のみでの入校も可



SEADSの学び



実習

市内の先進農業者の
もとでの実習

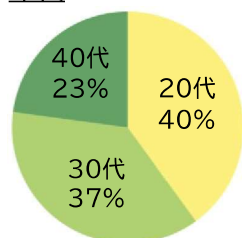


SEADS研修生について

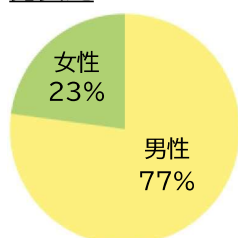
(1期生～5期生まとめ)

- ・20～40代の幅広い年齢層
- ・農業未経験者が多い
- ・UIターン者も多数

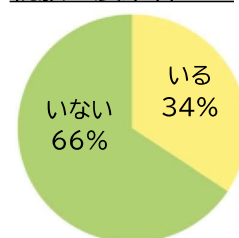
年代



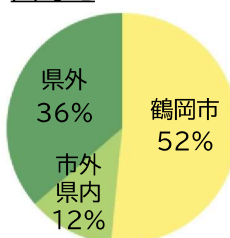
男女比



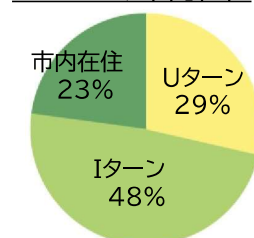
親族に農業者が…



出身地



UIターン/市内在住



親元就農にもおすすめです！研修生の声！

「家族ではなく第三者に教わることで、客観的に学ぶことができた」
「人的ネットワークが広がった」
「他の農業者のやり方を学べたことがよかった」

など、好評です。

問い合わせ先 SEADS事務局

Mail info@tsuruoka-seads.com
TEL 0235-76-3220



WEB



X(旧Twitter)



Facebook

「生産性向上土地基盤整備事業」について（令和8年度用資料）

農業生産基盤の整備開発を図るため、農業者の組織する団体、農業者及び適当と認める者が行う土地改良事業に対し、以下内容により予算の範囲内で補助金を交付します。

1 事業内容

①対象事業

- ・区画整理 ・灌漑排水 ・暗渠排水
- ・農道整備 ・その他特に認める事業

②対象経費

- ・工事費 ・機械器具賃借料 ・資材購入費
- ・その他特に認める経費

③事業及び補助率

事業類型	基準	補助率
簡易整備型	1ha未満の以下のいずれかの農地 ・中山間地域等直接支払制度の協定農地 ・圃場整備未整備区域内の農地	50%以内
営農事業連携型	・園芸団地化支援事業の対象農地 ・在来作物次世代伝承事業の補助対象作物の作付けを行う農地 ・耕作地の交換等により集約した農地	
一般型	上記以外の農地等	30%以内



かんがい排水



畦畔除去



暗渠排水（地下かんがい）

2 実施要件

①国県の補助事業の採択基準を満たさない

②事業費

【簡易整備・営農事業連携型】

10aあたり5万円以上かつ、総事業費10万円以上200万円未満

【一般型】

10aあたり5万円以上かつ、総事業費30万円以上200万円未満

③市税完納

3 実施主体

- ・農業者
- ・農業団体
- ・農業法人

4 手続の流れ

申請相談



補助金等
交付申請

+

（添付書類）
事業計画書、収支予算書、
位置図、図面、見積書等



補助金交付決定

補助事業
実績報告

+

（添付書類）
事業実績書、収支計算書、領収書、
位置図、出来形図面、工事写真等



確定通知



補助金受領

【問い合わせ先】 鶴岡市役所農山漁村振興課（TEL:35-1298）、地域庁舎産業建設課

農業者年金に加入しませんか？

農業者年金の6つの特徴とメリット

／知らないと損！／



① 農業者なら広く加入できます

…農地をもっていなくても加入できます。

② 少子高齢化時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です

…積み立てた保険料＋運用益で将来受け取る年金額が決まります。

③ 保険料の額を自由に決めることができます（通常加入の場合）

…経営や家計の状況に応じて月額 2 万円から 6 万 7 千円の間でいつでも見直し可能。

④ 終身年金で、死亡一時金の支給もあります（80 歳前に亡くなられた場合）

…80 歳前に亡くなられた場合は、遺族の方に死亡一時金の支給があります。

⑤ 税制面で大きな優遇措置があります

…保険料が全額社会保険料控除の対象になります。

⑥ 一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります（政策支援加入）

…青色申告等の要件を満たせば、月額最大 1 万円（年額 12 万円）の保険料補助

／こんな方におすすめ／

女性農業者の皆さん



若い農業者の皆さん



税制優遇を受けたい方



※詳しくは農業委員会担当者にお問い合わせください

鶴岡市農業委員会事務局 64-5868

鶴岡市藤島字笹花25番地

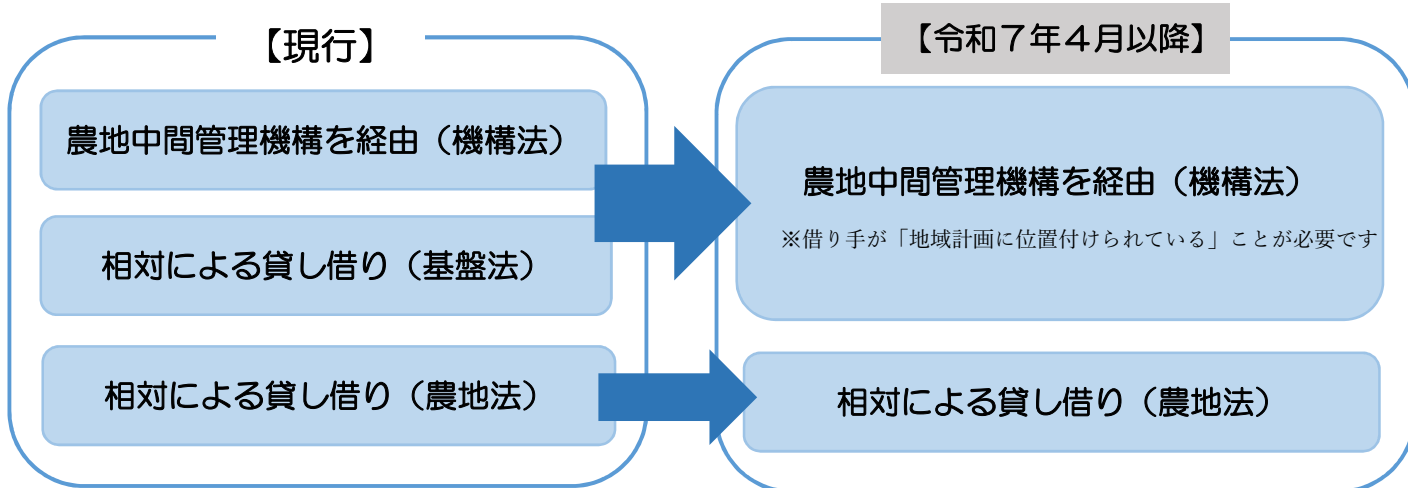
鶴岡分室 35-1297 羽黒分室 62-2527

櫛引分室 57-2114

朝日分室 53-2117 温海分室 43-4616

農業委員会からのお知らせ

**農地の貸し借りは令和7年4月以降、
原則として農地中間管理機構経由になります**



農地中間管理機構を經由した契約の特徴

- ・契約期間満了後は、所有者に農地が返却されます。※期間満了通知あり
- ・賃借料は口座登録で自動的に振込・引き落としされます。※物納は×
- ・所有者・耕作者の両者からそれぞれ手数料(0.75%)を徴収します。

(例) 賃料 10,000 円の場合 所有者→賃料 10,000 円 - 手数料 75 円 振込
耕作者→賃料 10,000 円 + 手数料 75 円 引き落とし

～機構集積協力金について～

農地中間管理事業を活用して農地の集積・集約に取り組んだ地域に対して協力金・奨励金が交付される場合があります。(要件あり。地域計画の話し合いが必要です)

1. 地域集積協力金

集積：担い手の農地の規模を拡大する

地域内の農地を農地中間管理機構に貸し付け、農地集積を図る場合に交付します。

2. 集約化獎勵金

集約:担い手に分散した農地をまとめる

農地中間管理機構からの転貸により、農地の集約化を図る場合に交付します。

※上記1.2.は令和6年度の内容で令和7年度交付要件等詳細については今後示されます。

★お問い合わせ・ご相談は 農業委員会事務局 または 各農業委員会分室 まで

農業を経営する皆様へ

「収入保険」は

全ての農産物を対象に、様々なリスクから収入減少を補償します。

自然災害で減収



市場価格が下落



病気やケガで
作付・収穫不能



災害で
作付・収穫不能



倉庫の浸水被害



販売先の倒産



盗難や運搬中の事故



為替変動で大損



《 加入できる方 》

青色申告を行なっている農業者・法人が対象です。今年から青色申告を始める方も加入できます。

《 対象となる農産物 》

米や大豆・果樹だけでなく、これまで農業共済に加入できなかった枝豆やパプリカなどの野菜、花き、きのこなど、農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。

お問い合わせは

山形県農業共済組合 庄内支所 収入保険課 までご連絡ください

TEL 0234-91-1553 FAX 0234-91-1560 Eメール syuho_3@yynosai.or.jp

農業用ハウスをお持ちの皆様へ

園芸施設共済

に加入しませんか？



ポイント① 風害・雪害・地震など**あらゆる災害**に対応

ポイント② **手ごろな掛金**であんしん補償

ポイント③ **ご希望に沿ったプラン**をご提案いたします



詳しい説明や試算をご希望の方は
下記までお気軽にご連絡ください！

加入者の声は
コチラ▼



農水省のPR動画
公開中▼



NOSAI山形 庄内支所
果樹園芸課

☎0234-91-1556

〒998-0125 酒田市広野字上割171番1

農業情報メールマガジン「つるおか・アグリメール」 配信のご案内

鶴岡市農政課では、農業者向けの補助事業の募集や、セミナー・研修会の案内、各種注意喚起など、みなさんにとって有益な情報をお届けするメールマガジンを無料で配信しています。



【配信について】

情報がある場合に随時、鶴岡市農政課からテキスト形式で情報の要旨のみ配信します。
メールマガジン配信アドレス…nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp

【登録方法】

①メールの場合

[件 名]メール配信希望

[本文※]氏名・住所・電話番号

[宛 先]nosei@city.tsuruoka.yamagata.jp

(右のQRコードを読み取るとすぐに送ることが出来ます。)



※登録完了メールの送信に失敗した場合、電話や手紙で問い合わせることがあるため、必ずご記載ください。

②ファックスの場合

[記載内容]件名 (メール配信希望)・氏名・住所・電話番号・メールアドレス

[様 式]上記の内容が記載されていれば、どのような様式でもかまいません。

[宛 先]ファックス番号：25-8763 (農政課宛て)

■いずれの方法でも、農政課から登録完了メールをお送りします。

■お申込みから1週間経過しても農政課から登録完了メールが届かない場合は、登録が出来ていない可能性があるため、お問い合わせください。

■迷惑メールフィルタによって受信できない場合は、ドメイン city.tsuruoka.yamagata.jp から受信できるように設定をお願いすることがあります。(設定方法がご不明の場合は、お近くの携帯ショップにお尋ねください。)

■お申込みいただいた個人情報は厳正に管理し、当該メールマガジンの配信以外に使用しません。

■メールを受信する環境がない、苦手を使えない、という方はご相談ください。

お問合せ先 鶴岡市農政課 (TEL25-2111)